



2025年6月23日

各位

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二
(スタンダード・コード9478)
問い合わせ先
執行役員経営企画部部長 松村 真一
TEL 03-5362-3700

事後交付型株式報酬制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づく自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 62,400株
(3) 処分価額	1株につき304円
(4) 処分価額の総額	18,969,600円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	当社の取締役（監査等委員であるものを除く。） 2名 62,400株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月31日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、運用面で若干難点があった従前の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し本制度を導入することを決議いたしました。また、2022年6月17日開催の第37回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本制度に基づき当社の取締役に付与する株式報酬額等につき、ご承認をいただいております。

本自己株式処分は、当社普通株式付与条件を充足した取締役（監査等委員であるものを除く。）2名に対して当社が本制度に基づき事前に設定した各取締役に対する基準額に相当する当社普通株式を交付するために行うものです。

3. 本自己株式処分に関する本制度の概要等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役を対象として、各取締役の役割の大きさ等に応じて事前に基準額(以下「付与基準額」といいます。)を設定し、原則として、法令及び当社定款の定める任期を満了するまで継続して取締役の地位を有すること(以下「継続勤務条件」といいます。)を条件として、当該基準額に相当する当社普通株式を交付する株式報酬制度です。当社は、各取締役(取締役であった者を含みます。)に交付する当社普通株式の数に応じて、現物出資に供するための金銭報酬債権を各取締役に支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。

(2) 本制度における報酬額等

① 取締役に交付される株式の数の算定方法及びその上限数

当社は、取締役に選任又は再任された者に対し、選任又は再任後原則として1ヶ月以内に、その者の役割の大きさ等を勘案した付与基準額を設定します。そして、その取締役が継続勤務条件を充足することを条件として、選任後1年以内(監査等委員である取締役については2年以内)に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後原則として1ヶ月以内に、付与基準額を当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。)で除して得た数(100株未満の端数は切り捨て。以下「交付株式数」といいます。)の当社普通株式を交付します。

本制度に基づき取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役が交付を受ける当社普通株式の総数は、取締役(監査等委員であるものを除く)につき年500,000株以内、監査等委員である取締役につき年80,000株以内とします。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の総数を合理的に調整することができます。

② 当社が付与する金銭報酬債権の上限額

本制度に基づき当社普通株式の交付を受けるために各取締役にに対し支給される金銭報酬債権の額は基準株価に交付株式数を乗じて得た額であり、その総額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)につき年額100百万円以内、監査等委員である取締役につき年額15百万円以内とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

(3) その他

① 株式の譲渡制限

本制度に基づき取締役に交付される当社普通株式について、譲渡の制限はありません。

② 任期満了前の退任

継続勤務条件を充足しない取締役については、本制度に基づく当社普通株式の交付は行いません。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、交付する株式数を必要に応じて合理的に調整した上で交付するものとします。

③ 組織再編時の取扱い

本制度に基づく当社普通株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項の組織再編等の効力発生日が到来するときは、当社普通株式の交付は行いません。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である304円としております。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上